

内閣総理大臣 安倍晋三 様

参議院議長 伊達忠一様

2017 年6 月8 日

全国フェミニスト議員連盟

共同代表 ひぐちのりこ(宮城県仙台市議会議員)

共同代表 日向美砂子(東京都小平市議会議員)

事務局 小磯妙子(神奈川県茅ヶ崎市議会議員)

茅ヶ崎市鶴が台 14-5-202 T/F 0467-52-6731

刑法性犯罪の今国会での改正実現を求める声明

私たち全国フェミニスト議員連盟は、1992年以來、女性の政治参画を推進し、女性の声を政治に反映することで、誰もが尊重される多様で平等な社会の形成をめざし活動を続けている、市民と議員による団体です。

6月2日、性犯罪の厳罰化を盛り込んだ刑法改正案が、衆議院本会議で審議入りし、6月8日には衆議院で可決されました。この刑法性犯罪改正案は、いわゆる“共謀罪”法案より前に閣議決定されましたが、慣例に反して共謀罪法案を先に審議入りさせたため、大幅に審議入りが遅れました。成立すれば1907年の刑法定制以来、110年ぶりの大幅改正となりますが、18日の会期末まで残りわずかで、改正実現が危ぶまれる事態となっています。

私たちは、性犯罪・性暴力被害者の人権が軽視されたとみえるこの事態に、強く抗議します。

今回の改正案では、現在の強姦罪の法定刑の下限を懲役3年から5年に引き上げること、起訴するのに被害者の告訴が必要となる親告罪の規定を削除すること、監護者わいせつ罪、監護者性交等罪の新設などで、未成年や18歳未満の、近親者から被害にあっても逃げられない被害者が救済されます。また、強姦罪は名称を変更して強制性交等罪にすることで、被害者や加害者の性差をなくし、これまで声を上げられなかった男性・セクシュアルマイノリティの被害が正当に取り扱われるようになります。

刑法性犯罪改正が遅れることで、このような被害者が放置されたままにされることは決して許されません。2016年度犯罪白書における強姦・強制わいせつ・強盗強姦の認知件数は合計7,954件ですが、被害を届け出るのは18.5%ともいわれ、これは氷山の一角に過ぎないのです。

一方で、今回の改正案には、強姦罪の暴行・脅迫要件の緩和、配偶者間の強姦についての明文化、性交同意年齢の引き上げ、公訴時効の撤廃もしくは停止、地位・関係性を利用した性行為の処罰規定の対象の拡大など、被害救済のために重要でありながらも盛り込まれなかった事項がたくさんあります。中でも暴行・脅迫要件は、やっとのことで警察に訴えても被害者として認められず、さらに二次被害となり、苦しむ性犯罪・性暴力被害者を増やす大きな要因となっており、何としても見直す必要があります。

性的暴行を受けたが不起訴とされたのは不服として、検察審査会に審査を申し立てた詩織さんが、「レイプは、私を内側から殺した」と発言されていますが、この「魂の殺人」と言われる性犯罪・性暴力被害者を一刻も早く救済し、悪質な加害者を野放しにしないために、刑法性犯罪の改正の早期実現が必要です。

私たちは、審議を加速化して今国会における刑法性犯罪の改正実現すること、また、付帯意見に従って、今後も当事者の声に耳を傾け、今回盛り込まれなかった論点について、早急に更なる改正を行うことを強く求めます。